

高嶺団地自治会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、高嶺団地自治会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 地域の生活環境の維持及び改善
- (2) 会員の福利厚生増進
- (3) 回覧板の回付など地域内住民相互の連絡
- (4) 会員相互の親睦を図り教養を高めるための文化的、体育的諸行事の開催
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

(区 域)

第3条 本会の区域は次のとおりとする。

- 八王子市絹ヶ丘3丁目8番16号～19号
// // 10番3号～5号
// // 11番25号～30号
// // 12番～39番
// 中山515番地の一部、519番地の一部、525番地の一部及び526番地

(事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、八王子市絹ヶ丘3丁目16番5号 高嶺団地自治会館内に置く。

第 2 章 会 員 等

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会した者とする。

- 2 前項以外で本会の活動を賛助する者は、賛助会員となることができる。

(会費等)

第6条 会員は、総会において別に定める会費及び特別会費等の費用を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(会員の権利義務)

第9条 会員は、本会の運営に参加し、本会の活動及び事業に基づく利益を受ける権利を有する。

- 2 会員は、この規約並びに総会及び役員会における決定事項を遵守し、本会の活動及び事業に協力する義務を負う。
- 3 賛助会員は、本会の活動を賛助する。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以内
- (3) 常任理事 5名以上
- (4) 理 事 12名以上
- (5) 監 事 3名以内
- (6) その他、役員会の提案に基づき総会が承認した者

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 総会において選任することができなかった役員については、総会において別に定める方法により選任する。
- 3 事後において欠員が生じた場合の補充については、役員会において選任する。
- 4 監事と会長、副会長、常任理事及び理事は、相互に兼ねることは出来ない。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、本会の目的を適正かつ効率的に処理するため、自治会の運営と活動に必要な各種の専門業務をそれぞれに分担する。
- 4 理事は、役員会に出席し、会員との連絡にあたり、常任理事の業務を分担して補佐する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長・副会長、常任理事及び理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 6 その他の役員は、それぞれ、役員会の提案事由に基づいて、それに相応する業務を行うものとする。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。ただし、留任、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、会長、副会長、常任理事に於いては、原則複数年とし、最長6年以下とする。ただし、再任を妨げない。

(役員活動費)

第14条 役員は活動に必要な経費の支弁を受けることができる。

第 4 章 総 会

（総会の種別）

第15条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第16条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の機能）

第17条 総会は、この規約に定める次の事項のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- （1） 規約の変更
- （2） 不動産及び総会で定める資産の処分
- （3） 役員を選任、ただし欠員補充の場合を除く
- （4） 事業計画及び予算
- （5） 事業報告及び決算の承認
- （6） 議決による解散及び残余財産の処分

（総会の開催）

第18条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- （1） 会長が必要と認めるとき。
- （2） 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- （3） 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第22条 総会の議事は、第17条第1号及び第6号については総会員数の4分の3以上、第2号については出席した会員数の3分の2以上をもって決し、その他の事項については出席した会員数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長が決する。

（会員の議決権）

第23条 会員は、総会において、各一個の表決権を有する。ただし、賛助会員は表決権を有しない。

（総会の書面表決等）

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、この会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成する。

2 役員会は、運営上必要と認めた場合、その意見を聞くために、構成員以外の役員若しくは会員に会議への出席を求めることができる。但し、いずれの場合も議決への参加は認めないものとする。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 緊急を要する重要事項で総会の議決を経るまでの暫定的対策

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

2 会長は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。ただし定期的に招集する場合においては、あらかじめこれを一括して通知し、上記の通知に替えることができる。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会は役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第31条 役員会の議事は、出席した役員数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長が決する。

(役員会の書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第30条及び第31条の規定の適用については、この役員は出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第33条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数及び出席者数(表面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録は、会長が指名した常任理事が作成する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条第1号に掲げるもののうち不動産のほか総会において別に定める資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 規 約 の 変 更 及 び 解 散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、八王子市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第42条 本会は、地方自治法 第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第44条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第45条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は八王子市長から地縁団体として認可を受けた日（平成9年6月1日）から施行する。
- 2 この規約の施行にともない、高嶺団地自治会規約（昭和44年2月2日制定）は廃止する。
- 3 本規約は、平成10年4月12日に一部を改定し、施行する。
- 4 本規約は、平成11年4月11日に一部を改定し、施行する。
- 5 本規約は、平成12年4月9日に一部を改定し、施行する。
- 6 本規約は、平成17年4月3日に一部を改定し、施行する。
- 7 本規約は、平成18年4月2日に一部を改定し、施行する。
- 8 本規約は、平成19年4月8日に一部を改定し、施行する。
- 9 本規約は、平成23年4月3日に一部を改定し、施行する。
- 10 本規約は、令和5年12月10日に一部を改定し、施行する。